

審査メモで示された論点に対する回答（その4）

(H30.11.1 農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課)

(4) 報告を求める事項の基準となる期間の変更

畜産物に係る生産費調査（①牛乳、②子牛、③育成牛・肥育牛、④肥育豚）の調査対象期間について、年度単位（毎年4月1日から3月31日）から暦年単位（毎年1月1日から12月31日）に変更する。

(論点)

- a これまで畜産物生産費調査の調査対象期間を年度単位（毎年4月1日から3月31日）としていた理由は何か。
- b 畜産物生産費調査の調査対象期間を暦年単位に見直すことにより、これまでの調査結果との整合性・比較可能性等の観点から、支障等は生じないのか。
- c 移行時の混乱を避けるため、報告者や利用者への周知について、どのような方策を講じる予定か。

(回答)

- 1 aの論点について、畜産物生産費調査結果については、毎年末に行われる「加工原料乳生産者補給金」等の畜産物価格の算定の基礎資料として利活用されており、この算定期間において可能な限り新しい（直近の）データを提供する必要がある。
このため、通常、結果取りまとめに要する期間から逆算して調査期間を検討した結果、4月1日から3月31日（年度調査）に設定した経緯がある。
- 2 bの論点について、調査期間を1月1日から12月31日（暦年調査）に変更することは、調査への青色申告決算書等の決算資料の活用の幅が広がる等、調査の効率化を図るためのものであり、報告者の負担軽減に大きく寄与するものと考えている。
なお、調査期間の見直しにより、現行の調査期間と3か月のズレが生じるものの、シミュレーションの結果、現行調査結果との著しい不整合は見られず、利活用上の支障は生じることはないと考えている。
また、調査期間の変更に伴う行政利用上の支障も生じないことを確認している。
- 3 cの論点について、報告者に対しては、調査協力依頼時に職員等から今回の見直し内容を丁寧に説明するとともに、利用者に対しても報告書等にその旨を明記することにより、移行時の混乱を避けるよう工夫してまいりたい。

(5) 報告を求めするために用いる方法の変更

従前の調査票（報告者が記入の上で数か月ごとに提出する「現金出納帳」及び「作業日誌」調査員が年1回聞き取りを行う「経営台帳」）を廃止し、「経営統計調査票」及び「生産費調査票」を新設することに伴い、年1回、調査票を回収する方法に変更する。

(論点)

- a 本調査における回収率・有効回答率及びオンライン回答率の推移は、どのようになっているか。
- b 回収率・有効回答率及びオンライン回答率の向上を図る観点から、これまでどのような方策を講じているか。また、今回の調査方法の変更も踏まえ、具体的にどのような回収率・有効回答率及びオンライン回答率の向上方策を講ずることとしているか。
- c 結果精度の確保を図るため、どのような記入指導・支援を行なうこととしているのか。

(回答)

- 1 aの本調査における回収率等の推移については、次表のとおりである。

農業経営統計調査における回収率等の推移

単位：経営体、%

区 分	平成25年	26年	27年	28年	29年
調 査 対 象 経 営 体 数	7,071	7,099	7,104	6,936	6,541
回 収 率	98.3	98.0	97.8	98.8	98.6
うち オンライン回収	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3
有 効 回 答 率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- 2 b及びcの論点について、現行は、現金出納帳及び作業日誌の記入例を用いた記入指導を行うとともに、年数回の調査票回収時や内容審査の段階で記入漏れ等の確認・補足を行い取りまとめているところである。

また、オンライン回収については、報告者に対して、パンフレット等を用いて利用を促しているところであるが、データの入力方法が繁雑等の理由から僅かな利用にとどまっている状況である。

今回、調査票を抜本的に見直すことに伴い、各調査票の記入例を作成して報告者に丁寧に説明するとともに、年数回は報告者を訪問し調査票等への記入状況の確認や記入指導等を行い、回収率及び結果精度の確保を図ることとしている。

また、オンライン回収についても、調査票の各調査事項に対応したデータ（数値）の入力のみとなることから、現行の入力から大幅に効率化されるものと考えており、こうした利点も説明しながら利用の向上に努めてまいりたい。

(6) 報告を求める期間の変更

調査票の構成の見直しに伴い、「経営統計調査票」及び「生産費調査票」の提出期限について、以下のとおり変更する。

- ① 経営統計調査票の提出期限については、報告者が税務署に確定申告した月又は総会等により決算報告が行われた月の翌月
- ② 生産費調査票の提出期限については、農畜産物の各品目の調査対象期間終了月の翌々月

(論点)

- a 確定申告後、修正等が必要になった場合には、どのように対応するのか。また、その旨は、記入の手引き等において、明確となっているのか。
- b 法人によって決算時期が異なる中、報告漏れ等が生じないように、提出時期等をどのように管理するのか。

(回答)

- 1 a について、調査票への転記（記入）は、調査対象経営体の自計としていることから、調査票回収後に元である決算書類等の修正の有無について改めて確認するものではないと考えている。

なお、調査対象経営体自身から、税務申告の修正を行ったため、提出した調査票について修正したい旨の申出があった場合は対応することとしている。

- 2 b について、法人経営体については、決算期間（事業年度）を任意に設定できるとともに、確定申告は事業年度終了の翌月から2か月以内に行うと規定されており、通常、総会等によって決算報告が行われた後に確定申告が行われる。

このため、組織法人経営体を対象とした現行調査においては経営台帳にて決算期間を把握しており、今回の見直しによる法人経営体用の調査票においても「決算期間の期末月」を把握し、調査票の提出時期について確認することとしている。

(7) 集計事項の変更

調査事項の変更等に伴う所要の集計事項の変更を行うとともに、調査対象の属性的範囲の区分の変更に伴う表章区分の変更を行う。

(論点)

- a 調査対象の属性的範囲の区分の変更、法人経営体の報告者数の拡大、調査事項の新設・再編等に伴い、変更を行う集計表の表章様式は、具体的にどのようなものか（主要な統計表）。
- b 上記aの変更内容を、利用者により分かりやすく周知するため、具体的にどのような方策を講じる予定か。
- c 作成される集計表については、調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

(回答)

- 1 今回、経営統計調査については調査対象区分や調査事項等抜本的な見直しを行ったところであるが、集計表については基本的に現行の集計表を継続することとしている。
なお、法人経営体については報告者を拡大したことにより、現行の調査では集計できなかった規模階層別等の表章も可能となることから、利活用の向上に繋がるものと考えている。
また、集計表の表章については、個人経営体、法人経営体それぞれの表章に加え、両者を統合した農業経営体の表章を新たに行うこととしているが、各統計表が並列して比較できるよう表章項目を可能な限り統一することとしている（別紙参照）。
- 2 今回の見直しに限らず、これまでも調査内容等に変更があった場合は、公表時に明示してきたところであり、今回においても、見直しの内容について丁寧に記述し利用者が混乱しないよう努めてまいりたい。
- 3 今回の見直しにおいて作成する集計表については、利用部局に対して説明し問題はないことを確認しており、現時点においてこれ以上の対応は必要ないものと判断している。

営農類型別経営統計 統計表（見直し後）

別紙

（申請資料別添4（参考2）から抜粋）

1 概要

農業経営体		単位	法人経営体		個人経営体		備考
集計	経営体の概況	経営体	集計	経営体の概況	集計	経営体の概況	
経営	（営農類型）	a (規模の単位)	経営	（営農類型）	（営農類型）		
	農業生産関係労働時間	時間	農業生産関係労働時間	農業生産関係労働時間	農業生産関係労働時間		
	農業固定資産額	千円	農業固定資産額	農業固定資産額	農業固定資産額		
		〃	資本金	構成（出資者数）			〇 共通
		人	出資者	うち非協同農関係	出資者		営農類型規模は、営農類型に応じた規模を表章（例：酪農経営の場
		団体	うち非協同農関係	資本金）構成（金額）	出資者		合は月平均搾乳牛飼養
		団体	うち非協同農関係	うち非協同農関係	出資者		頭数)
事業	事業収入	千円	事業収入	事業収入	事業収入		
事業	事業支出	〃	事業支出	事業支出	事業支出		
営	営業利益	〃	営業利益	営業利益	営業利益		
営	営業外収	〃	営業外収	営業外収	営業外収		
営	営業外費	〃	営業外費	営業外費	営業外費		
経	経常利益	〃	経常利益	経常利益	経常利益		

8 畑作物、野菜、果樹及び花きの部門収支

農業経営体	法人経営体	個人経営体	備考
単位			
経営体			○ 部門収支 個人経営体のみ作成
a			○ 共通 作業別項目は、表章する指定部門（品目）の作業に於じて変更し表章（表示している作業別項目は、野菜における項目）
kg			
"			
時間			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
"			
千円			
"			
"			
"			
"			

集計該部門の概況積量
 当部門の生産販売数量

【1 経営体当たり】

当該部門労働時間計族者
 家雇用
 (男) 労働時間族者
 家雇用
 (女) 労働時間族者
 家雇用

当該部門作業別労働時間計
 育 耕 種 人 施 田
 は 除 生 収 包 搬 經 管 理 製 り 売 働
 除 生 収 包 搬 經 管 理 製 り 売 働
 育 耕 種 人 施 田
 は 除 生 収 包 搬 經 管 理 製 り 売 働

部門該組目収入
 当うち直農うち共済・補助金等
 取

2 統計委員会諮問第 89 号の答申（平成 28 年 7 月 26 日付け統計委第 4 号）における「今後の課題」への対応状況について

（1）調査対象区分の見直しについて

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

本調査では、今回、任意組織経営体を調査対象の属性的範囲から削除し、個別経営体と組織法人経営体の 2 つの区分を対象に調査を実施することとしている。

しかしながら、現在、個別経営体に区分されている一戸一法人（農業経営を法人化している農家）の中には、雇用が発生し、外形的に組織法人経営体と差異がない状況となっている一方、組織法人経営体についても、株式会社等の会社法人だけでなく、NPO 法人の参入など様々な形態の経営体が見られるところである。

このため、本調査の母集団情報となる農林業センサスとの整合性や調査結果の継続性等に留意しつつ、農業経営体の実態をより正確かつ的確に把握する観点から、調査対象区分の見直しについて検討する必要がある。

（論点）無し

（2）「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討について

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

本調査では、個別経営体及び組織法人経営体を対象に、農地の集積・分散が米の生産コストへ及ぼす影響等の分析に資する情報を得るため、新たに「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」を調査することとしている。

しかしながら、ほ場や団地の配置については、例えば、小規模でかつ例外的に遠隔地にあるほ場もみられるなど、様々なケースが想定されるところである。

このため、今回調査の結果につき精査し、必要に応じ、本調査事項の見直しについて検討する必要がある。

（論点）

本課題に対する現在の検討状況及び今後検討を予定している事項はどのようになっているか。

（回答）

本課題については、平成 29 年産調査から新たに設定した調査事項の妥当性について精査し、必要に応じて見直しを検討すべきというものであり、具体的な精査・検討についてはこれからという段階である。

なお、検討については、別途把握している「ほ場枚数」や「団地数」等と合わせ、コストとの相関関係の有無等について行うことを予定しているが、単年の結果のみではなく、複数年の調査結果による精査が必要であると考えている。

3 第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況について

〔「第Ⅲ期基本計画」における記述（抜粋）〕

- (1) 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。【平成31年（2019年）調査の企画時期までに結論】
- (2) 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。【2022年調査の企画時期までに結論】
- (3) 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度（2018年度）に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。【2022年調査の企画時期までに結論】

今回の見直しは、前回答申において出された課題及び第Ⅲ期基本計画において整理された課題を踏まえつつ、調査の効率的かつ的確な実施の観点から行ったものであり、この中で経営統計調査における収支の把握については、営業利益等企業会計と同様の取りまとめを行うよう見直したところである。

しかしながら、先般の部会での審議において、報告者の負担軽減等の観点及び農業経営の収支を把握するという目的から、農業以外の事業収入（不動産収入等）を引き続き把握する必要性について検討することが必要との議論があったところである。

今回の見直しにおいては、企業会計と同様に営業利益を求め、そのうちの農業収支の詳細について把握することとしているもので、農業以外の事業については営業利益の計算のために営業等（小売業等）や不動産についてはその総額のみを把握し、詳細までを調査項目とはしていないなど、報告者の記帳負担にも配慮しているところである。

しかしながら、今後とも、部会でのご指摘を踏まえるとともに、今回の見直しによる調査結果や利活用状況を見極めつつ、そのあり方等について検討してまいりたい。